

# 「国旗等損壊罪」はこの社会に何をもたらすか

2026.6.13 (LIP カフェ) 資料

井前弘幸

## 1. 現在の国会状況

(1) 自民党 PT (松野博一座長) が「国旗の損壊等の処罰に関する法律案要綱」を決定 (6 月 1 日) し、同 9 日に党総務会で自民党の法律案として了承した。今後、連立与党である日本維新の会をはじめ各党と調整し、議員立法として国会に提出することを予定。

### 国旗の損壊等の処罰に関する法律案要綱 (2026/06/01 自民党 PT)

#### 1 定義 (第 1 条関係)

この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

#### 2 罰則等 (第 2 条関係)

① 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金に処する。

② ①の者を除くほか、①の方法により国旗を損壊し、除去し、又は汚損し、その状況を撮影した者が、その撮影した映像を記録した電磁的記録 (略) その他の記録を不特定もしくは多数の者に提供し、又は公然と陳列したときも、①と同様とする。

③ ①の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

#### 3 適用上の注意 (第 3 条関係)

この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 4 施行期日等 (附則関係) (略)

### (自民党 PT による解釈例)

■ (1 条関係) 「国旗」の定義：社会通念上、国旗と認識されている有体物

\* 自己所有の「国旗」も対象だが、「お子様ランチの旗」等は対象外

\* アニメ、漫画、ゲーム、生成 AI 等による創作物は対象外

■ (2 条関係) 処罰の対象：「人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法・状態で、公然と損壊、除去または汚損した」とは何か。

\*侮辱目的の有無など内心は詮索せず、外形的・客観的に判する。

\*対象となる事例

- ・人通りの多い場所で持参した国旗を引き裂いたり、燃やしたり、切り刻んだり、踏みつけてどろどろにしたり、糞尿などをこすりつけたりする。
- ・国や自治体に庁舎に掲揚された国旗を引き下ろして投げ捨てる。
- ・自室で上記のような行為を行う状況を撮影し、ライブ配信や事後配信する。

\*対象とならない事例

- ・スポーツ大会等の応援のために国旗に寄せ書きをする。
- ・映画などの実写映像の中で、国旗を損壊する場面の上映を行う。
- ・イベントで配布した小旗を終了後に回収して廃棄する。
- ・照明設備に絡まった国旗を切り裂いて除去する（感電や落下の危険防止）。
- ・古くなり汚れた国旗を廃棄するため人目につく屋外で焼却する。
- ・自室で汚損した国旗を屋外で掲げる。（汚損する現場を見せていないから）

(2) 自民党などが主張する「国旗損壊罪」立法根拠（推進側の論拠）

① 外国国章損壊罪との不均衡

刑法 92 条「外国国章損壊罪」があるのに、日本国旗は損壊しても処罰がない。

② 「国旗を大切に思う国民感情」を保護（保護法益論）

国旗は国家の象徴であり、損壊は「国家の存立基盤」や「国民感情」を侵害する。

③ 諸外国では処罰している

ドイツ、フランス、イタリア、米国など多くの国が自国旗損壊を処罰している。

④ 立法事実（法律の必要性・合理性を裏付ける事実）

国旗損壊次案の発生を将来に向かって抑止する

① 「外国国章損壊罪との不均衡」論について

(第 4 章 国交に関する罪) 刑法第 92 条：

外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。

外国国章損壊罪が保護しようとしている利益（法益）は、他国の国家の象徴である国旗や国章を公然と侮辱・損壊する行為が当該国との間に深刻な外交摩擦を引き起こし、国際紛争や武力衝突の火種となり、ひいては自国および自国民の安全を危機に陥

れる具体的な危険性を防止することが目的である。だからこそ、同罪は「外国政府の請求」がなければ公訴を提起できない「親告罪（国家間合意に基づく要件）」として設計されている。 ← 根拠にはなり得ない。

## ② 「国旗を大切に思う国民感情」保護論（保護法益は何か）について

国旗損壊罪が、器物損壊による他者の所有権・財産権の毀損ではなく、自己所有物にも及び、かつ、その損壊の仕方や公開の仕方までを処罰の対象とする。

保護法益は、「国旗を大切に思う国民感情」だと抽象化されているが、保護の対象はそのような「国民感情」に支えられる「国家の威信」と「国家の秩序」である。

憲法21条「表現の自由」を制約し、自分の所有する国旗を、自分で、政治的抗議・挑発・芸術的表現・思想表明として損壊した場合にまで刑罰を科すことは違憲である。

## ③ 「諸外国では処罰している」について

1984年の共和党全国大会で、「国旗の損壊をもって傍観者を著しく不快にさせること」を禁じるテキサス州法に反したとして、国旗を燃やした活動家を逮捕した事件（テキサス州対ジョンソン事件）で、連邦最高裁は、国旗焼却は憲法修正第1条（表現の自由）に保護される「象徴的言論」であり、政府はその内容が嫌いだという理由だけでこれを禁じることはできないと判示し、テキサス州の「国旗侮辱法」を違憲とした。

さらに、連邦最高裁は、アイクマン事件判決（1990年）でも、この立場を堅持し連邦政府が可決させた国旗保護法は違憲と判決した。

## ④ 「損壊を将来に向かって抑止するとは」について

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

← 「国旗を大切に思う国民感情」の保護が、「将来に向かった」これらの権利を制約する根拠になるのか？

## ⑤ 罪刑法定主義や明確性の原則逸脱の逆用

「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」、「該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案」という極めて主観的で曖昧な感情を犯罪の要件とする。（※「公然わいせつ罪」「ストーカー規制法」）

犯罪と刑罰は、誰が運用や解釈を行っても客観的に同一の結果となるよう、法文において明確に規定されていなければならない。「罪刑法定主義」や「明確性の原則」に著しく反する法文。「一般的な国民の感情」や「不快感」を理由にして、それに反する行為を刑罰で強行することは、特定の考えへと内心を強制する。

## ⑥ 萎縮効果

実際にそのような運用はされなかったとしても、ある行為を『犯罪』として明文規定することによって、表現者に対する「萎縮効果」は強力なものとなる。「平和の少女像」などを展示した国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」内の企画展『表現の不自由展・その後』が、開催から3日間で中止に追い込まれた事件は、法律がなくても炎上(暴力)と萎縮によって起きた。国旗損壊罪という「お墨付き」があれば、日の丸関連の表現をめぐる同様の事態が加速することは容易に想像できる。

## 2. 「国家利益」のために「個人の尊厳」を切り捨てる——自民党改憲草案との整合性

### (1) 国会損壊罪法案の本質

- ① 法案の核心は、「**国家(政府)の尊厳**」維持を刑法(刑罰) によって強制し、「**国家**」の**価値が「個人の尊厳」に優先する価値であることを制度化**すること。憲法が前提とする立憲主義と根本的に衝突。主客転倒。
- ② その内容は定義不能で恣意的に拡張される。何が国家の尊厳を傷つけるかは権力側が自由に決められる。対象は戦前がそうであったように無限に拡張可能。
- ③ 個人の自由・尊厳と衝突する。国家の尊厳が法益化されると、国家の名のもとに個人の表現・思想が無制限に制限される方向へ力が働く。

### (2) 自民党改憲草案に示された「国家」と「個人」

#### ① 自民党憲法改正草案 第13条

「すべて国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。」

■ 「個人」：それぞれが固有の価値と自律性を持って、分離された主体としての人間。国家が個人の存在を手段として利用することを防ぎ、個人の自由と尊厳を国家権力から守るという、戦後憲法の核心的な理念を象徴する。

「人」：憲法学界の多数派は、この変更が個人の尊厳という明確な概念を希薄化させ、国家や集団の利益を優先する解釈の余地を広げる危険性があると指摘している。

■「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」への書き換え：現行の「人権相互の調整原理」という限定的な解釈を逸脱し、国家の恣意的な判断による人権制限を可能にする危険性が指摘されている。

### 3. 治安維持法の「国体（國體）」概念との関連性

#### (1) 治安維持法

- 「国体変革」や「私有財産制度否認」を目的とする思想・結社を処罰。
- 実質的には、国家の本質（國體）を否定する思想を取り締まるための法律。
- 国家の本質を守るという名目で、表現・思想・学問の自由が徹底的に弾圧された。

#### (2) 「国旗損壊罪」、自民党改憲草案との歴史的連続性

- 治安維持法は「国家の本質を守る」という名目で、批判・異論・思想を弾圧した。
- 「国旗等損壊罪」は、国家の象徴を守るという名目で、国家批判の象徴的行為を処罰する。
- いずれも、国家の価値を法的に保護することで、**国家優先の価値体系を社会に強制する装置**となる。

### 4. 軍事体制・スパイ防止法・教育との「連動性」

#### (1) 軍事体制の強化とセットになりやすい

- 軍備増強、日米共同作戦、集団安保、自衛隊の「国防軍」化、国防義務・徴兵制の議論などが進むとき、それを正当化する言葉として「国家の尊厳」「国の名誉」「国際社会での地位」が使われやすい。
- そのとき、「国旗等損壊罪」は、「国家の尊厳を象徴レベルで守る」ための象徴的立法として機能する。

#### (2) スパイ防止法・治安立法との親和性

- 軍事体制が強化されると、必ず「情報保全」「スパイ防止」がセットで語られる。
- 「国家の尊厳」「国家の安全」を守るために、
  - スパイ防止関連法
  - 機密保護法の強化
  - 治安関連法の拡張 が正当化されやすくなる。
- その結果、国家に不都合な情報・批判・内部告発が「国家の尊厳を損なう」として

抑え込まれる危険が高まる。

### (3) 教育内容の変更による「内面の統制」

- 教育が「個人の権利」から「国家のための義務」へと静かにシフトする。
- 歴史・公民教育で、
  - 国旗・国歌の尊重
  - 国家への忠誠
  - 国防意識 が強調されるようになる。
- これは、徴兵制や国防義務を受け入れやすい国民意識をつくる基盤になりうる。

## 5. 国家の名のもとに、個人の表現・思想・行動を刑罰によって制限する壊憲法

- 立憲主義の原則は、国家ではなく個人の自由と尊厳を守ることにある。
- 国家の尊厳という概念は、個人の自由を制限し、国家主義的政策を正当化する装置となりうる。
- 「国旗損壊罪」は、その装置を法制度に組み込む最初の一步であり、治安維持法の歴史的教訓を踏まえれば、同法の成立を断じて許してはならない。